

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

提出日

令和5年9月5日

葛飾区長 青木 克徳 あて

住所 葛飾区立石5-13-1
電話番号 03-3695-1111
申請者氏名 葛飾 太郎
(法人の場合は代表者名)

押印は不要となりました。
顔写真付きの本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受いので、下記のとおり申請します。

期間の最後は受講最終日を記入してください。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

内容	期間
経営	令和5年4月24日～令和5年5月29日
販路開拓	令和5年5月1日～令和5年5月29日
人材育成	令和5年5月22日～令和5年5月29日
財務	令和5年5月15日～令和5年5月29日

顔写真付きの本人確認書類がない場合は、本人確認書類(健康保険証、住民票の写し等)が2点必要です。

2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地

商号(屋号)	(株) かつしか
本店所在地	葛飾区立石1-1-1

(開業先は商店街の空き店舗を活用していますか) はい いいえ

3. 設立する会社の資本額 100万円 (会社の場合)

4. 事業の業種、内容

業種	製造業
内容	金属加工

5. 事業の開始時期 令和5年10月1日

6. 雇用従業員数 5名

7. 証明の使用用途

該当する項目1つに○してください。
使用用途ごとに交付申請してください。

登記にかかる登録免許税の軽減	<input checked="" type="radio"/>	葛飾区の特例融資	
日本政策金融公庫の新創業融資制度	<input type="radio"/>	東京都の創業支援	
小規模事業者持続化補助金の申請	<input type="radio"/>		

枠内は区が記載するため
ご記入は不要です。

証明日 令和 年 月 日

葛飾区長 青木 克徳 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 証明日から1年間有効

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

葛飾区

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本区が交付する証明書をもって、他の区市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本区が交付する証明書をもって、他の区市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したもものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。